

平成 28 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 田 敏 貴
(コード番号：3133 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 小 島 聡
(TEL：052-586-2666)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 15 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員（以下、「当社グループ取締役等」という。）に対し、下記のとおり株式会社海帆第 2 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社グループ取締役等に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、下記Ⅱ. 3（6）に定めるとおり、一定の業績目標（2 事業年度以内に連結営業利益 300 百万円）を達成した場合のみ、本新株予約権を行使できることとなっております。当社の過去最高連結営業利益 236 百万円（平成 27 年 3 月期）に比して相当程度に高い利益目標の達成を盛り込んでいるとともに、当期予算・中期経営計画を含めた会社の業績に対して付与対象者がその貢献意欲を向上させると期待できる内容となっております。

なお、本新株予約権が全て行使された場合、最大で 5.03%の希薄化が生じますが、本新株予約権は、業績目標の達成を行使条件としており、その目標が達成されることは、上記のとおり当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様にご貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

897 個

ただし、上記数は、割当予定数であり、引受けの申し込みがされなかった場合等、実際に割り当てる本新株予約権の数が上記割当予定数より減少したときは、実際に割り当てる本新株予約権の数をもって発行する本新株予約権の数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 89,700 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社の株価の終値（885 円）、行使価格（885 円）、ボラティリティ（40.76%）、行使期間（5 年）、リスクフリーレート（-0.276 %）、配当率（0 %）、行使条件（詳細は下記 3. (6) ①を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 885 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年7月1日から平成33年7月13日（但し、平成33年7月13日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 30 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までのいずれかの期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が 300 百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 7 月 14 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成 28 年 6 月 23 日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 28 年 7 月 14 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社グループ取締役等

49 名 897 個 (89,700 株)

Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける当社代表取締役社長久田敏貴が当社の議決権の過半数を有しているため、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との取引等」に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、支配株主である当社代表取締役社長久田敏貴は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。

本新株予約権は、社内で定められた規則並びに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「Ⅱ. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の発行の決議事項について内容及び条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、本日開催の当社取締役会で、支配株主と利害関係のない社外取締役である取締役家田大輔より、代表取締役社長久田敏貴に対する本件新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当しますが、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 本件新株予約権は当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、(3) 本新株予約権の内容・発行手続きに指摘すべき事項も認められないことから、同氏に対する本件新株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見を得ております。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成 27 年 11 月 2 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護方針に関しまして、支配株主との金額の多寡にかかわらず取引が発生、もしくは発生が予見する場合には、取締役会での適正な審議をおこない少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。また、必要に応じて会計監査人等外部専門家の意見を求めることにより、取引の公正性を確保する方針です。」

本新株予約権の発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

以上